

外来腫瘍化学療養診療料 2

患者さんと患者さんを雇用される事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合就労と療養の両立に必要な情報を提供します。また診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行うことが可能です。